

議案第 81 号

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 14 年 9 月 13 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成 14 年 9 月 25 日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 50 年三朝町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
三朝保育園	三朝町大字山田 611 番地 の 1	三朝保育園	三朝町大字山田 611 番地 の 1
東 保 育 園	三朝町大字片柴 1336 番地 の 1	東 保 育 園	三朝町大字片柴 1336 番地 の 1
賀茂保育園	三朝町大字本泉 916 番地	賀茂保育園	三朝町大字本泉 165 番地 の 4
竹田保育園	三朝町大字穴鴨 201 番地 の 1	竹田保育園	三朝町大字穴鴨 201 番地 の 1

附 則

この条例は、平成 14 年 10 月 15 日から施行する。